

生駒市教育委員会事務局組織規則(平成2年4月生駒市教育委員会規則第5号)新旧対照表

現行			改正案		
1 教育振興部			1 教育振興部		
課名	係名	事務分掌	課名	係名	事務分掌
略	略	略	略	略	略
子育て支援総合センター	支援係	(1) 生駒市児童福祉事務補助執行規則第2条に掲げる事務のうち、次に掲げるもの ア 子育て支援に関する企画、調査及び連絡調整に関すること。 イ 地域子育て支援拠点事業に関すること。 ウ ファミリー・サポート業務に関すること。 エ <u>子育て短期支援事業に関すること。</u>  オ その他子育て支援に関すること。 カ 子育て支援総合センターの管理及び運営に関すること。	子育て支援総合センター	支援係	(1) 生駒市児童福祉事務補助執行規則第2条に掲げる事務のうち、次に掲げるもの ア 子育て支援に関する企画、調査及び連絡調整に関すること。 イ 地域子育て支援拠点事業に関すること。 ウ ファミリー・サポート業務に関すること。 エ <u>子ども家庭総合支援拠点に関すること(こどもサポートセンターの所管に係るものを除く。)</u> 。 オ その他子育て支援に関すること。 カ 子育て支援総合センターの管理及び運営に関すること。
こどもサポートセンター		(1) 生駒市児童福祉事務補助執行規則第2条に掲げる事務のうち、次に掲げるもの ア 家庭児童相談室に関すること。 イ 養育支援訪問事業に関すること。  ウ その他児童虐待に関すること。 エ <u>こどもサポートセンターの管理及び運営に関すること。</u>	こどもサポートセンター		(1) 生駒市児童福祉事務補助執行規則第2条に掲げる事務のうち、次に掲げるもの ア 家庭児童相談室に関すること。 イ 養育支援訪問事業に関すること。 ウ <u>子育て短期支援事業に関すること。</u> エ <u>要保護児童対策地域協議会に関すること。</u> オ <u>子ども家庭総合支援拠点に関すること(子育て支援総合センターの所管に係るものを除く。)</u> 。 カ その他児童虐待に関すること。 キ <u>こどもサポートセンターの管理及び運営に関すること。</u>
2 生涯学習部 略			2 生涯学習部 略		